

沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第36条の3第1項に基づき、県と医療措置協定（以下「協定」という。）を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築するため、医療機関等が行う施設・設備整備に要する経費に対し、予算の範囲内において、沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日付け厚生省発医第137号）、医療施設等設備整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日付け厚生省発医第117号）（以下「交付要綱」という。）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、新興感染症対応力強化事業実施要綱（令和6年3月1日付け医政発0301第2号。厚生労働省医政局長通知の別紙。以下「実施要綱」という。）に記載されている医療機関とする。

(交付の対象となる事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 法第36条の2第1項第1号の規定に基づく「病床確保」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所が実施する施設・設備整備事業

ア 施設整備事業

(ア) 病室の感染対策に係る整備

新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）等

(イ) 病棟等の感染対策に係る整備

新興感染症発生・まん延時において、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等

(ウ) 個人防護具保管施設の整備

個人防護具保管庫の設置、個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等

イ 設備整備事業（新規購入及び増設する場合に限る。）

(ア) 簡易陰圧装置

(イ) 検査機器（PCR検査装置）

(ウ) 簡易ベッド

(2) 法第 36 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく「発熱外来」に係る協定を締結する
（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所が実施する施設・設備整備事業

ア 施設整備事業

(ア) 個人防護具保管施設の整備

個人防護具保管庫の設置、個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等

イ 設備整備事業（新規購入及び増設する場合に限る。）

(ア) 検査機器（PCR検査装置）

(イ) 簡易ベッド

(ウ) HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

(3) 法第 36 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく「自宅療養者への医療の提供」に係る
協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所、薬局、訪問
看護事業所が実施する施設整備事業

個人防護具保管施設の整備

個人防護具保管庫の設置、個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等

（補助対象経費等）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額及び
補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の算定方法）

第 5 条 この補助金の交付額は、次により算出された額の範囲内とする。ただし、算出さ
れた額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第 1 欄に掲げる区分ごとに第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費
の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較
して、少ない方の額に第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする医療機関等（以下「補助事業者」という。）は、第3条に掲げる事業ごとに沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 施設・設備整備計画書
- (3) 経費所要額内訳書
- (4) その他知事が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金交付決定通知書を通知する。

（補助事業の事前着手）

第8条 補助事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 前記ただし書きに該当する場合は、沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金交付決定前着手届（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付申請の取り下げ）

第9条 補助事業者は、第7条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（変更申請）

第10条 補助事業者は、第7条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第7条の規定を準用し、変更交付決定を行うものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、沖縄県新興

感染症対応力強化施設・設備整備費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（実施状況報告）

第 12 条 補助事業者は、規則第 10 条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面（任意様式）により知事へ報告しなければならない。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、その日から起算して 20 日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の 3 月末日のいずれか早い日までに、沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金実績報告書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 施設・設備整備実績報告書
- (3) 経費所要額内訳書
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 14 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容（第 10 条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金返還命令通知書により、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して 20 日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払い）

第 15 条 知事は、補助事業者から適正な請求書を受理した日から 30 日以内に補助金を支払うものとする。

- 2 知事は、必要と認める場合は、補助金の交付決定の後に、補助事業の進捗を勘案の上、当該交付決定額の9割を限度に補助金を概算払いできるものとする。
- 3 補助事業者は、前2項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金請求書（様式第6－1号又は様式第6－2号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第16条 知事は、第11条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。
 - 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
 - 6 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

（消費税の仕入れ額控除）

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、交付要綱に定める様式により速やかに、知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(補助金の経理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第 19 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 8 月 16 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 4 条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
施設	(1) 病室の感染対策に係る整備 1 室当たり 14,546 千円	(1) 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、	(1) 3 分の 2
	(2) 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 239,300 円	トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。)	(2) 10 分の 10
	(3) 個人防護具保管施設の整備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 239,300 円	(2) 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーティションの設置、病棟入り口の扉	(3) 10 分の 10

		の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費 (3)病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な个人防护具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	
設備	(1)簡易陰圧装置 1 病床当たり4,320,000円 (2)検査機器（PCR検査装置） 1 台当たり9,350,000円 (3)簡易ベッド 1 台当たり51,400円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器（PCR 検査装置）、簡易ベッドの購入費 （ただし新規購入及び増設する場合に限る。）	10分の10
	(1) 検査機器（PCR検査装置） 1 台当たり9,350,000円 (2)簡易ベッド 1 台当たり51,400円 (3)HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。） 1 施設当たり905,000円	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器（PCR 検査装置）、簡易ベッド、HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）の購入費 （ただし新規購入及び増設する場合に限る。）	10分の10